

① ガス熱量変更準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
	・ ・		

別表十二(十一) 平十二・四・一以後終了事業年度分

熱量変更計画に関する事項	熱量変更計画の名称	1		翌当期	期首現在額	13		円	
	熱量の変更に着手する日	2	平 ・ ・ (平 ・ ・)		累積支出額に係る取崩額の計算	累積支出額 (29)の計	14		
	熱量の変更の完了する日	3	平 ・ ・			$(14) \times \frac{1}{2} \times \overline{60}$	15		
当期積立額の計算	当期積立額	4		繰崩額	(14のうち当期償却額 (30)の計	16			
	熱量変更費用見積額	5			$(16) \times \frac{1}{2}$	17			
	累積限度額 $(5) \times \frac{1}{2}$	6			累積支出額に係る取崩額 (15)と(17)のうち多い金額	18			
積立限度額の計算	積立限度額 $(6) \times \overline{60}$	7		越額	同上以外の場合による準備金取崩額	19			
	積立限度超過額 $(4)-(7)$	8			計 (18)+(19)	20			
	差引期末現在額 $(13)-(20)+(21)$	22			当期積立額 (4)	21			
累積限度超過額の計算	差引ガス熱量変更準備金 (26)	9		の減計算	同上のうち前期末までに 益金の額に算入された金額	23			
	累積限度額 (6)	10			当期中において 益金の額に算入すべき金額	24			
	累積限度超過額 $(9)-(10)$	11			積立限度超過額 (8)	25			
限度超過額合計 $(8)+(11)$	12			差引ガス熱量変更準備金 $(22)-(23)-(24)-(25)$	26				
				累積限度超過額 (11)	27				
				期末ガス熱量変更準備金 $(26)-(27)$	28				

累 積 支 出 額 等 の 計 算

事業年度	熱量変更費用支出額	左のうち当期償却額	前期以前償却額	未償却残高 (29)-(30)-(31)
	29	30	31	32
・ ・	円	円	円	円
・ ・				
・ ・				
・ ・				
当期分				
計				

別表十二（十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人でガス熱量変更準備金を積み立てているガス事業法第2条第1項（定義）に規定する一般ガス事業を営むものが、措置法第56条の2（ガス熱量変更準備金）又は平成11年改正前の措置法第56条の2（ガス熱量変更準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、平成11年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、当該法人のガスの供給区域におけるガスメーターの取付数が100万個を超える一般ガス事業を営むものは適用の対象となりません。

また、この明細書は、熱量変更計画ごとに用紙を改めて記載します。
- 2 「熱量変更計画の名称1」には、平成6年4月1日から平成14年3月31日までの間に行われたガス事業法第25条第1項又は第2項の規定による届出に係る熱量変更計画の名称を記載します。
- 3 「熱量の変更に着手する日2」には、熱量変更計画が定められているガスの供給計画に定められたその熱量変更に着手する日を記載します。

また、「(平 . . .)」には、熱量変更に着手する日から「熱量の変更の完了する日3」に記載する日（熱量変更完了予定日といいます。）までの期間が2年を超える場合に、その熱量変更完了予定日の1年前の日を記載します。
- 4 「熱量の変更の完了する日3」には、熱量変更計画に係る熱量変更の完了する日を記載します。
- 5 「当期積立額4」には、法人が当期において損金経理又は確定した決算において利益処分によりガス熱量変更準備金として積み立てた金額を記載します。
- 6 「積立限度額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「熱量変更費用見積額5」には、法人の申請に基づき、熱量変更費用の見積額として通商産業大臣又は通商産業局長が認定した金額を記載します。
 - (2) 「積立限度額(6)× $\frac{1}{60}$ 7」の分子には、当期の月数を記載します。

この場合、その月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げます。
- 7 「翌期繰越額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「期首現在額13」には、当期首現在の法人計算によるガス熱量変更準備金の金額を記載します。
 - (2) 「(14)× $\frac{1}{2}$ × $\frac{1}{60}$ 15」の分子には、当期の月数を記載します。

この場合、その月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げます。
 - (3) 「当期取崩額」の「同上以外の場合による準備金取崩額19」には、当期が熱量変更完了予定日の翌日から4年を経過する日を含む事業年度である場合において前期から繰り越されたガス熱量変更準備金の金額を取り崩すとき等に、その金額を記載します。
 - (4) 「減算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額23」には、前期以前において積立限度超過等によって益金の額に算入された金額を記載します。
 - (5) 「減算」の「当期中において益金の額に算入すべき金額24」には、熱量変更費用を支出した等当期中にガス熱量変更準備金を取り崩して益金の額に算入すべき金額を益金の額に算入しなかった場合に、その益金の額に算入すべき金額を記載します。
- 8 「累積支出額等の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) この欄は、ガス熱量変更準備金の積立額の損金算入の適用を受けた法人が、熱量変更費用を支出したことによる益金算入額を計算する場合に記載します。
 - (2) 「熱量変更費用支出額29」には、当期及び当期首前4年以内に開始した事業年度において支出された熱量変更費用の額を記載します。
 - (3) 「左のうち当期償却額30」には、「熱量変更費用支出額29」のうち当期の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を記載します。
 - (4) 「前期以前償却額31」には、「熱量変更費用支出額29」のうち前期以前の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を記載します。